

原議保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)

県 相 甲 達 第 4 号  
令 和 8 年 3 月 2 7 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

被害者支援カウンセラー運用要領の制定について（通達）  
この度、別添のとおり「被害者支援カウンセラー運用要領」を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

## 被害者支援カウンセラー運用要領

### 1 目的

この要領は、石川県警察における被害者支援カウンセラーの運用等に関して必要な事項を定め、もって適切な被害者支援活動を推進することを目的とする。

### 2 定義

被害者支援カウンセラーとは、公認心理師若しくは臨床心理士の資格を有する警察職員又はそれら資格と同程度の知識及び技能を有し、被害者支援活動に従事する警察職員のうち警察本部長が指定する者をいう。

### 3 任務

被害者支援カウンセラーの任務は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等に対するカウンセリング、付添いその他の心理的支援（以下「心理的支援」という。）
- (2) 犯罪被害者等の支援活動に従事する警察職員に対する犯罪被害者等の心理状態に応じた対応方法に関する助言及び代理受傷（支援活動に従事することによって心身に変調等を来すことをいう。）の防止並びにその回復に関する助言等
- (3) 警察職員に対する犯罪被害者等への対応要領及び代理受傷に関する教養
- (4) その他、犯罪被害者等支援に関し、警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）が必要と認めた活動

### 4 運用

被害者支援カウンセラーによる心理的支援の運用については、次のとおりとする。

- (1) 所属長は、被害者支援カウンセラーによる心理的支援が必要であると認めるときは、犯罪被害者等の要望を確認の上、県民支援相談課長に要請するものとする。
- (2) 県民支援相談課長は、(1)の規定による派遣の要請を受けた場合、その必要があると認めるときは、被害者支援カウンセラーを派遣する。
- (3) 被害者支援カウンセラーは、犯罪被害者等に対して心理的支援を行ったときは、その結果をカウンセリング等実施結果報告書（別記様式。以

下「報告書」という。)により、県民支援相談課長に報告し、必要に応じて事件を担当する警察職員と情報を共有することにより、連携を図る。

## 5 文書の保存及び管理

報告書は5年保存とし、文書ファイル番号「10-17-30-090」、文書ファイル名「被害者支援カウンセラー」とする。ただし、支援活動が継続している事案の報告書は、支援終了とみなした日から5年間保存するものとする。

## 6 留意事項

- (1) 所属長は、犯罪被害者等に対するカウンセリング等の重要性について、所属職員に周知徹底するとともに、被害者支援カウンセラーの運用に当たっては、県民支援相談課長と連携を密にし、適切かつ効果的に行わなければならない。
- (2) 県民支援相談課長は、石川県警察被害者カウンセリング・スーパーバイザー（令和8年3月27日付け県相甲達第5号「石川県警察被害者カウンセリング・スーパーバイザー運用要領の制定について」）を活用する等、被害者支援カウンセラーのメンタルヘルスを含めた健康管理に十分に配慮するとともに、被害者支援カウンセラーに対し、専門的研修を受講させ、必要な知識の習得及び技術の向上を図ること。